復興支援活動を行うNPO等が
活用可能な政府の財政支援について

（令和７年度概算要求）

令和６年９月30日現在

復興庁被災者支援・医療福祉班

目　次

【生活支援】

被災者支援総合事業（被災者支援総合交付金）　1

被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）　3

仮設住宅サポート拠点運営事業（被災者支援総合交付金）　5

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金）　7

子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業（被災者支援総合交付金）　9

復興支援員　11

放課後児童健全育成事業　13

孤独・孤立対策推進交付金　16

【まちづくり】

「脱炭素×復興まちづくり」推進事業　17

被災者見守り・相談支援事業（被災者支援総合交付金）　（再掲　3）

復興支援員　（再掲　11）

【医療・健康相談】

緊急スクールカウンセラー等活用事業　19

仮設住宅サポート拠点運営事業（被災者支援総合交付金）　（再掲　5）

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金）　（再掲　7）

【教育・子育て】

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業（被災者支援総合交付金）21

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（被災者支援総合交付金）　（再掲　7）

子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業（被災者支援総合交付金）　（再掲　9）

放課後児童健全育成事業　（再掲　13）

緊急スクールカウンセラー等活用事業　（再掲　19）

【雇用支援・産業支援】

原子力災害対応雇用支援事業 23

地域経済政策推進事業費補助金（地域の伝統・魅力等発信支援事業） 25

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（誘客コンテンツ開発事業） 28

復興支援員 （再掲・11）

【環境・山村・漁村等保全】

特定機能回復事業 29

森林環境保全直接支援事業 30

絆の森整備事業 32

漁場保全の森づくり事業 33

農業用水保全の森づくり事業 34

里山林活性化による多面的機能発揮対策 36

漁場生産力・水産多面的機能強化対策 38

地域循環共生圏創造事業費 40

【分野横断】

NPO 等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業 42

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金） 44

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（つながり創出を通じた地域活性化支援事業） 45

記載事項に関する注意

1　記載内容は、令和７年度概算要求の内容を取りまとめたものであり、内容に変更が生じることがあります。

2　予算額の欄の「７年度要求額」及び「６年度予算額」の単位は「億円」です。それぞれの額については、端数を四捨五入等している関係で、実際の予算額とは完全に一致しない場合があります。

3　「NPO 等による申請先」については、継続事業については昨年度の申請先が記載されている場合があります。また、新規や拡充された事業の場合は、申請先が未定であるため、「-」となっている事業があります。

4　「本事業の対象地域・対象者等」については、現時点で想定される地域・対象者です。

5　「分類別索引」の分類名には、それぞれ次のような事業が含まれています。また、複数の分類にまたがるものについては重複を排除していません。

分類	内容
生活支援	孤立防止や地域の人が集まるスペース・場づくり、様々な人との交流や情報交換を行うための場の提供に関するもの
まちづくり	まちづくり計画、復興計画の策定・提言、復興のための環境整備に関する活動
医療・健康相談	健康管理・健康増進や心のケアなどに関するもの
教育・子育て	児童・生徒の教育、子育て、復興に関する人材育成に関するもの
雇用支援・産業支援	就業支援、起業支援、産業の創出や地域経済の活性化に関するもの
環境・山村・漁村等保全	山林の景観保全、山林の災害対策、漁村の環境保全、環境全般に関するもの
分野横断	事業の制度や目的により、上記のいずれにも該当するもの

復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者支援総合事業 （被災者支援総合交付金）				
担当府省名	復興庁				
担当部署・連絡先	被災者支援・医療福祉班		03-6328-0271		
NPO等による相談・申請の際の連絡先	復興庁被災者支援・医療福祉班				
予算額（億円）	７年度 要求額	78の内数	６年度 予算額	93の内数	
本事業の対象地域・対象者等	県、市町村、NPO 等				
NPO等による申請先	－				
分類	○生活支援		事業の実施期間	―	
事業の概要	復興の進展に伴い、自治体が直面する被災者支援の重要課題（住宅・生活再建支援、コミュニティ形成支援、「心の復興」、被災者生活支援、被災者支援コーディネート、県外避難者相談支援など）への対応を支援。				

被災者支援総合交付金（復興庁　被災者支援・医療福祉班）

令和７年度概算要求額　７８億円　【復興】

（令和６年度予算額　９３億円）

事業概要

○　復興の進展に伴い、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、被災者の心のケア、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。

○　被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

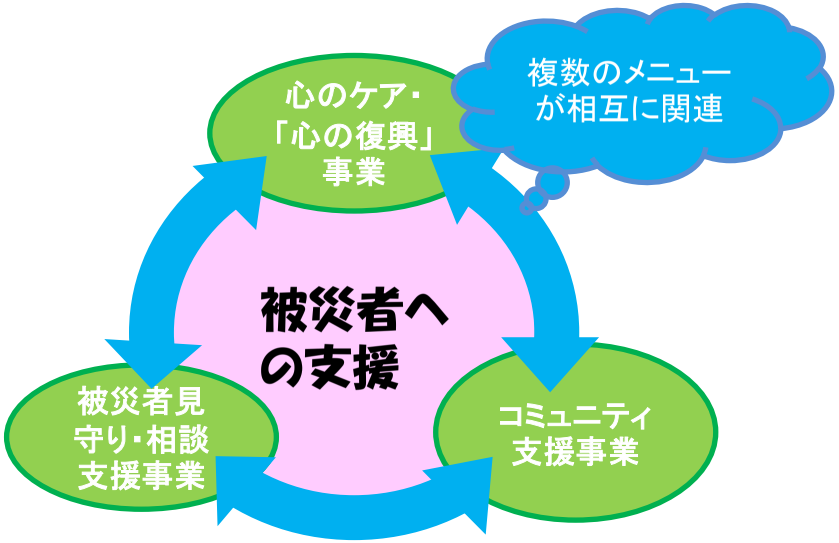

資金の流れ

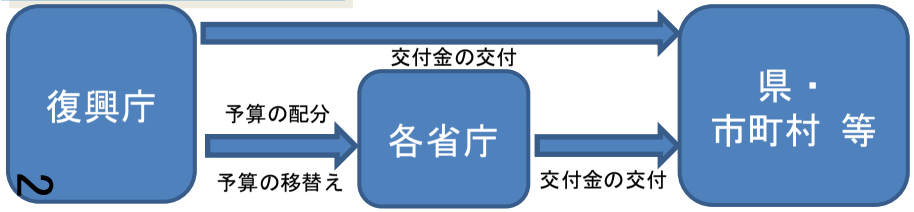

事業メニュー

Ⅰ．各地域の被災者支援の重要課題への対応支援	
復興庁	１．被災者支援総合事業 ①住宅・生活再建支援　②コミュニティ形成支援 ③「心の復興」　④被災者生活支援 ⑤被災者支援コーディネート　⑥県外避難者支援
Ⅱ．被災者の日常的な見守り・相談支援	
厚労省	２．被災者見守り・相談支援事業
Ⅲ．仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営	
厚労省	３．仮設住宅サポート拠点運営事業
Ⅳ．被災地における健康支援	
厚労省	４．被災地健康支援事業
Ⅴ．被災者の心のケア支援	
厚労省	５．被災者の心のケア支援事業
Ⅵ．子どもに対する支援	
こども庁	６．被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
文科省	７．福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
	８．子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

期待される効果

○交付金により自治体等の取組を支援することにより、各地域の実情に応じた、効果的・効率的な、被災者支援の展開が期待される。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	被災者見守り・相談支援事業 （被災者支援総合交付金）				
担当府省名	厚生労働省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内 2218)			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	厚生労働省地域福祉課、都道府県又は市町村				
予算額（億円）	７年度 要求額	78 の内数	６年度 予算額	93 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	岩手県、宮城県、福島県				
NPO 等による申請先	県又は市町村				
分類	○まちづくり ○生活支援		事業の実施期間	―	
事業の概要	相談員による見守り・相談支援、寄り添い型相談支援（電話相談）など、被災者の日常的な見守り・相談活動への支援を実施。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援・医療福祉班（03-6328-0271）

被災者見守り・相談支援事業【復興特会】

令和７年度概算要求額：７８億円の内数
（令和６年度予算額：９３億円の内数）

○ 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。

① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業（「よりそいホットライン」）で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

被災三県及び管内市町村等
【実施主体】

社会福祉協議会等

相談員の配置

被災者のニーズに応じた総合的な相談支援の実施

① 見守り・相談支援ネットワークの構築
→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。

② 被災者の見守り・相談支援
→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。

③ 相談員の活動のバックアップ
→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。

④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組
→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。

⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援
→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	仮設住宅サポート拠点運営事業 （被災者支援総合交付金）				
担当府省名	厚生労働省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	老健局認知症施策・地域介護推進課	03-3595-2889			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	対象地域の復興支援を担当する部署				
予算額（億円）	７年度要求額	78 の内数	６年度予算額	93 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	大熊町及び双葉町 ※対象者：被災した高齢者等のうち、援護を要する者				
NPO 等による申請先	大熊町及び双葉町				
分類	○医療・健康相談 ○生活支援	事業の実施期間	―		
事業の概要	応急仮設住宅などに入居する高齢者などの日常生活を支えるため、総合相談支援や地域交流などの機能を有する「サポート拠点」の運営などに必要な経費について支援する。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援・医療福祉班（03-6328-0271）

被災者支援総合交付金（仮設住宅サポート拠点運営事業）（復興庁計上）

老健局認知症施策・地域介護推進課
（内線3878）

令和７年度概算要求額　78億円の内数（93億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

● 東日本大震災の被災者の生活支援や被災地の復興支援のため、仮設住宅に併設される「サポート拠点」（総合相談、生活支援等）の運営費用等について財政支援を行う。（被災自治体の地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動が実施可能となるよう、平成２８年度より「被災者支援総合交付金」のメニュー事業として実施）

2 事業の概要・スキーム

● 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、総合相談支援、居宅介護サー ビス、生活支援サービス、地域交流等の総合的な機能を有する拠点として、「サポート拠点」の運営を推進する。

（取組例）
社会福祉士や介護福祉士などによる専門相談や地域交流サロンをはじめとして、子どもの一時預かり・学童保育、訪問・安否確認、外出支援、災害公営住宅等への円滑な移住に向けた支援（専門相談）など

※ 事業実施にあたっては、被災者の見守り・コミュニティ形成の支援等について、各被災自治体においてニーズに応じた的確な支援を行うことが可能となるよう、交付金の他のメニュー事業と横断的な事業計画を策定し、被災者支援総合交付金による一体的な支援を行うものとする。

3 実施主体等

【実施主体】大熊町及び双葉町

【補 助 率】 定額（国10/10）

【設置箇所数】
３箇所（令和６年４月現在）

※ 岩手県、宮城県は令和元年度で終了
※ 福島県については、福島第一原子力発電所事故により避難先の自治体にサポート拠点を設置しているため、引き続き事業を継続

復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
（被災者支援総合交付金）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">こども家庭庁
（復興庁にて一括計上）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">成育局参事官(事業調整担当)付
施設調整等業務担当室　調整係</td><td colspan="3">03-6863-0286</td></tr>
<tr><td>NPO等による相談・
申請の際の連絡先</td><td colspan="5">県又は市町村の「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」を担当する部署</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>７年度
要求額</td><td>78の内数</td><td>６年度
予算額</td><td>93の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・
対象者等</td><td colspan="5">県又は市町村
※事業毎に異なる</td></tr>
<tr><td>NPO等による申請先</td><td colspan="5">県又は市町村
※事業毎に異なる</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇生活支援
〇医療・健康相談
〇教育・子育て</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">様々な形で被災の影響を受けている子どもに対する支援を実施するため、以下の取組に要する経費を補助。
（１）子ども健やか訪問事業
（２）遊具の設置や子育てイベントの開催
（３）親を亡くした子ども等への相談・援助事業
（４）児童福祉施設等給食安心対策事業</td></tr>
</table>

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援・医療福祉班（03-6328-0271）

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について
（復興庁所管・被災者支援総合交付金）

令和6年度予算額 93億円の内数 → 令和7年度概算要求額 78億円の内数

１．事業概要

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

２．交付対象事業

（１）子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域）

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

（２）遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

（３）親を亡くした子ども等への相談・援助事業（被災県（岩手県・宮城県・福島県）及び被災県内市町村）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

（４）児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

３．実施主体等

〇実施主体：事業毎に設定

※　市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※　各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

〇補 助 率：定額

復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援

事業名	子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業 （被災者支援総合交付金）				
担当府省名	文部科学省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	総合教育政策局地域学習推進課		03-6734-3260		
NPO等による相談・申請の際の連絡先	本事業を実施している自治体の「子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業」を担当する部署				
予算額（億円）	７年度要求額	78の内数	６年度予算額	93の内数	
本事業の対象地域・対象者等	岩手県、宮城県、福島県及び３県内の指定都市と中核市				
NPO等による申請先	本事業を実施している自治体				
分類	○生活支援 ○教育・子育て		事業の実施期間	―	
事業の概要	震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域と学校の連携・協働による学習支援等を実施することにより、子供の学習環境の好転やコミュニティの復興促進を図る。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援・医療福祉班（03-6328-0271）

子供への学習支援によるコミュニティ復興支援事業

【東日本大震災復興特別会計】
（前年度予算額　93億円の内数）
令和７年度概算要求額　被災者支援総合交付金　78億円の内数

現状・課題

- 未だに避難生活を強いられている地域や帰還実施の地域等の中には、**未だ学習環境が十分でないところ**がある。
- 避難した住民同士や、避難した住民と避難先及びその周辺地域の住民によって築かれる**地域コミュニティは未だ希薄化・分断化**されているところもある。
- 避難指示解除等に伴い、**帰還した地域のコミュニティの再構築**が求められている。

地域と学校の連携・協働による学習支援等の実施を通じ、地域住民の幅広い参画のもと**子供の学習環境の向上**を図るとともに、地域のつながりの形成を図り、**被災地のコミュニティの復興を促進**する。

事業内容

- 被災地における学習環境の改善及びコミュニティの復興に関する課題解決に向け、地域と学校の連携・協働による子供への学習支援体制を整備することにより、子供の学習支援の実施及び地域住民同士の交流の機会を創出する。
- 活動の事前・事後にはその効果の検証・分析を行うことにより、復興に向けて着実に取り組む。

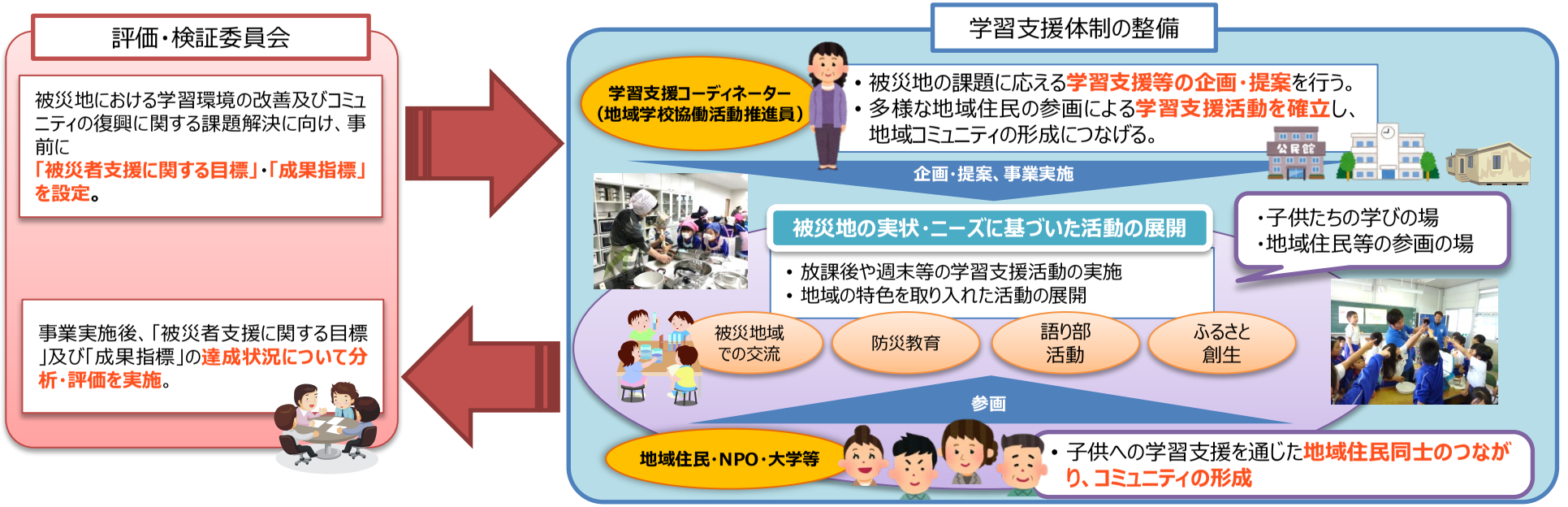

事業実施により期待される効果

- ○ 地域と学校の連携・協働により、地域全体で子供を育てる機運が醸成され、**子供の学習環境が好転**。
- ○ 活動への参画により、地域住民同士の交流が生まれることで、**地域コミュニティの形成につながる**。
- ○ 地域活動の活発化により、被災地における**地域課題の解決、震災からの復興**につながる。

復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">復興支援員</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">総務省</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="2">地域力創造グループ
地域自立応援課</td><td colspan="3">03-5253-5394</td></tr>
<tr><td>NPO等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">〇岩手県ふるさと振興部地域振興室（019-629-5184）
〇宮城県復興・危機管理部復興支援・伝承課（022-211-2424）
〇福島県企画調整部地域振興課（024-521-7118）</td></tr>
<tr><td>予算額（億円）</td><td>７年度要求額</td><td>震災復興特別交付税により措置</td><td>６年度予算額</td><td>震災復興特別交付税により措置</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9県・227市町村）</td></tr>
<tr><td>NPO等による申請先</td><td colspan="5">東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする地方公共団体（9県・227市町村）</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">〇生活支援
〇まちづくり
〇雇用支援・産業支援</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">ー</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">被災地方公共団体が「復興支援員」を配置し、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る。総務省は、「復興支援員」を配置する被災地方公共団体に対し、震災復興特別交付税により、設置に係る費用を財政措置する。（復興支援員の募集・選考や活動のサポートの事務を被災地方公共団体がNPO等民間事業者に委託する場合の委託費についても財政措置の対象とするものであるが、NPO等民間事業者の活動支援を行うものではないことに留意。）</td></tr>
</table>

「復興支援員」制度について

制 度 の 概 要

○目　　的：被災者の見守りやケア、地域おこし活動などの「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
○実 施 主 体：被災地方公共団体　※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村（9県・227市町村）
○設置根拠等：被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
○期　　間：概ね１年以上　※第2期復興・創生期間（R3～R7）中
○総務省の支援
①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置（2011年度～）
⇒ 報償費等及び所要の活動経費について特別交付税措置　※地震・津波被災地域の「地域おこし活動の支援等」（注）については、令和7年度で措置を終了する。
②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、
募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート
○支 援 員 数：１７７名（令和5年度復興特交算定ベース）２０団体（3県・17市町村）

（注）「地域おこし活動の支援等」とは、復興支援員が従事する活動のうち、「心のケア等の被災者支援」以外のもの。

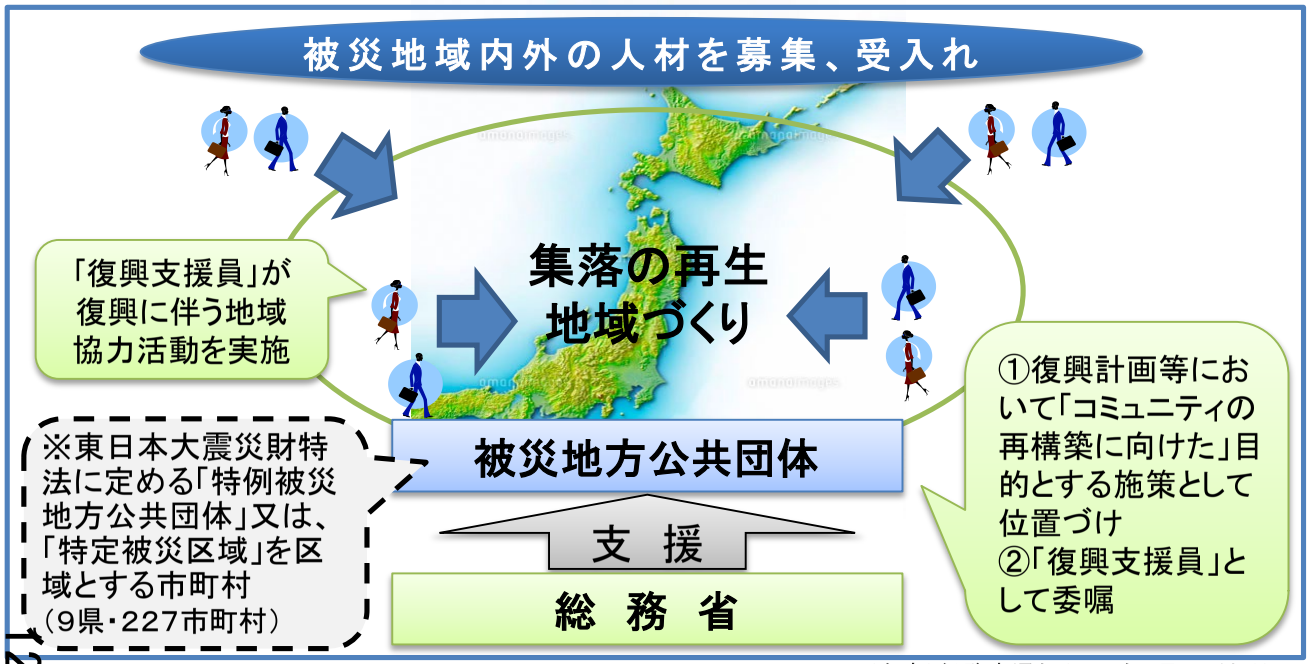

（参考）総務省通知（2012年1月6日付け）

復興に伴う地域協力活動の例

○住民の生活支援、見守り・ケア
（当該活動と一体として行う相談業務を含む。）
・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等
・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
○地域おこしの支援
・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
・都市との交流事業実施の応援等
・地場産品の販売その他地産地消の推進のための取組の応援等
○農林水産業への従事等

※具体の内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じ定める

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	放課後児童健全育成事業				
担当府省名	こども家庭庁				
担当部署・連絡先	成育局成育環境課健全育成係（成育局参事官（事業調整担当）付事業第一係）		03-6861-0303（03-6863-0194）		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各市町村の放課後児童クラブ担当部署				
予算額（億円）	７年度要求額	1,392＋事項要求の内数	６年度予算額	1,398 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	全国				
NPO 等による申請先	市町村				
分類	○生活支援 ○教育・子育て		事業の実施期間	ー	
事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童クラブの運営に必要な経費を補助。				

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童クラブ関係概算要求のポイント①

成育局 成育環境課

令和７年度概算要求額　1,392億円＋事項要求（1,398億円）

<子ども・子育て支援交付金> 令和７年度概算要求額　1,209億円　（1,223億円）
<子ども・子育て支援施設整備交付金> 令和７年度概算要求額　143億円　（143億円）
<こども政策推進事業費補助金（放課後関係）> 令和７年度概算要求額　29億円の内数（22億円の内数）
<保育対策総合支援事業費費補助金（放課後関係）> 令和７年度概算要求額　11億円の内数（11億円の内数）

事業の目的

○　保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
○　実施主体：市町村（特別区を含む）　※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

１．運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（１）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

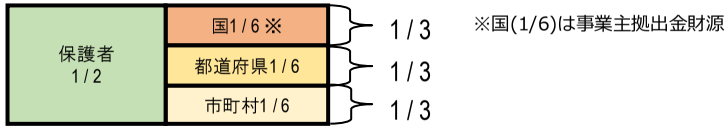

（２）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（３）放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業
障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
②運営支援事業
待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
③送迎支援事業
放課後児童クラブへの移動や帰宅する際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（４）放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業
18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助
③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）
収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

（５）障害児受入強化推進事業

（３）の①に加え、障害児を３人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（６）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

（７）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

（８）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

（９）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

放課後児童クラブ関係概算要求のポイント②

2．施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金により実施）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

公立の場合：（嵩上げ前）国１／３、都道府県１／３、市町村１／３
→（嵩上げ後）国２／３、都道府県１／６、市町村１／６

民立の場合：（嵩上げ前）国２／９、都道府県２／９、市町村２／９、社会福祉法人等１／３
→（嵩上げ後）国１／２、都道府県１／８、市町村１／８、社会福祉法人等１／４

※国庫補助率の嵩上げについては、待機児童が発生している市町村等が対象。

3．研修関係（こども政策推進事業費補助金により実施）

（１）放課後児童支援員認定資格研修事業

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（２）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

4．その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

（１）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

（２）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

育成支援の内容の質の向上

※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

（１）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（２）放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相等の支援を行う。

復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援

事業名	孤独・孤立対策推進交付金（仮称）				
担当府省名	内閣府				
担当部署・連絡先	孤独・孤立対策推進室		03-3581-4531		
NPO等による相談・申請の際の連絡先	孤独・孤立対策推進室				
予算額（億円）	７年度要求額	11.1の内数	６年度予算額	1.3	
本事業の対象地域・対象者等	都道府県、市区町村、NPO等				
NPO等による申請先	孤独・孤立対策推進室				
分類	生活支援		事業の実施期間	ー	
事業の概要	孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・ＮＰＯ等の連携による孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、これまで就職氷河期世代に対して行ってきた支援についても、世代の限定を外し、地方自治体が個々人の状況に合わせて行う支援を後押しする。また、孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。				
その他					

※ポンチ絵については、調整中。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	「脱炭素×復興まちづくり」推進事業				
担当府省名	環境省				
担当部署・連絡先	環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官付 福島再生・未来志向プロジェクト推進室		03-3581-2788		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	－				
予算額（億円）	７年度要求額	5	６年度予算額	5	
本事業の対象地域・対象者等	自治体、企業、NGO、NPO 等				
NPO 等による申請先	－				
分類	○まちづくり		事業の実施期間	令和７年度まで	
事業の概要	震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められているが、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステムの導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等への重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。				

「脱炭素×復興まちづくり」推進事業

【令和７年度要求額　500百万円（500百万円）】

環境省

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方の着実な実現を支援します。

1. 事業目的

- 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。しかし、住民の帰還や産業の再建が道半ばである状況の中で、今後、復興まちづくりを進めつつ、脱炭素社会の実現を目指す際には、大きな困難が伴う。このため、福島での自立・分散型エネルギーシステムの導入等に関して、地方公共団体、民間事業者等への重点的な支援を行い、これらの両立を後押しする。

2. 事業内容

（１）「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島での「脱炭素社会」の実現と福島の「復興まちづくり」の両方を着実に実現するため、福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用の促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、これらの実現に向けた「計画策定」と「自立・分散型エネルギーシステムの導入」に対する支援を行う。

（２）「脱炭素×復興まちづくり」に資する調査・検討

2050年カーボンニュートラルの目標等を見据え、避難指示解除や復興まちづくりと被災地の地域資源や地域特性等を最大限活用した脱炭素化の取組に資する調査・検討を行い、モデル性のある事業化に結びつける。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）計画策定補助（2/3 上限1,000万円）、導入等補助（1/3～3/4 上限１億円）
（２）委託事業

■委託先・補助対象　（１）民間事業者・団体・大学・地方公共団体
（２）民間事業者・団体

■実施期間　令和３年度～令和７年度

4. 事業イメージ

「脱炭素×復興まちづくり」を支援

お問合せ先：　環境省　環境再生・資源循環局　環境再生事業担当参事官付　福島再生・未来志向プロジェクト推進室　電話：03-3581-2788

復興支援活動を行うNPO等が活用可能な政府の財政支援

事業名	緊急スクールカウンセラー等活用事業				
担当府省名	文部科学省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	初等中等教育局児童生徒課		03-6734-3299		
NPO等による相談・申請の際の連絡先	文部科学省初等中等教育局児童生徒課（03-6734-3299）				
予算額（億円）	７年度要求額	14.7	６年度予算額	15	
本事業の対象地域・対象者等	岩手県、宮城県、福島県及び仙台市				
NPO等による申請先	当該事業の補助を受ける自治体				
分類	○医療・健康相談 ○教育・子育て		事業の実施期間	―	
事業の概要	被災した児童生徒等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。（NPO等民間事業者については、被災自治体との連携強化の観点から、被災自治体からの委託という形で事業を実施することとする。）				

緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和７年度要求額　14.7億円
（前年度予算額　15.0億円）

文部科学省

○ 被災した児童生徒等の心のケアや、教職員等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。

※ 平成２３～２７年度は、委託費として実施。平成２８年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した児童生徒等の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。

・スクールカウンセラーの配置
公認心理師、臨床心理士、精神科医　等

・スクールソーシャルワーカーの配置
社会福祉士、精神保健福祉士　等

・心のケアに資するための支援活動事業

心のケア・助言・援助等
及び
新たな課題への対応

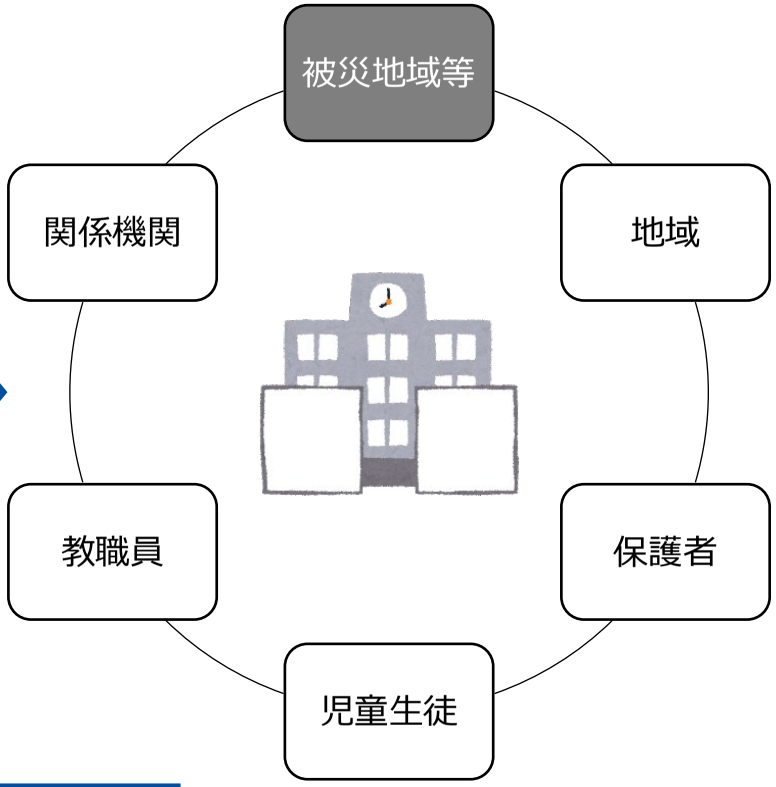

対象校種	小・中・高等学校等	**実施主体**	被災自治体
補助対象経費	報酬、期末手当等	**補助割合**	国　１０／１０

担当：初等中等教育局児童生徒課

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 （被災者支援総合交付金）				
担当府省名	文部科学省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	総合教育政策局地域学習推進課	03-6734-2971			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島県教育庁社会教育課（024-521-7799）				
予算額（億円）	７年度 要求額	78 の内数	６年度 予算額	93 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	福島県内の児童生徒（小中学生）等				
NPO 等による申請先	福島県				
分類	○教育・子育て		事業の実施期間	ー	
事業の概要	福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県内外の子供たちとの交流活動を支援する。				

「被災者支援総合交付金」全体についてのお問い合わせは復興庁被災者支援・医療福祉班（03-6328-0271）

福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

（前年度予算額：93億円の内数）
令和７年度要求・要望額：78億円の内数
（東日本大震災復興特別会計）

趣旨

福島県内の子供を対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動を始めとする様々な体験活動等の取組を支援する。

事業内容

（1）対象者　　福島県内の児童生徒（小中学生）等

（2）実施主体　　福島県（教育委員会）

（3）対象事業　　福島県内の学校または社会教育団体等が実施する以下の事業
- ○自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）
- ○地域間の交流活動（地域住民との交流等）等

（4）補助対象経費　宿泊費、交通費、活動費

※令和5年度実績　【小・中学校】　167件（8，729人）

※平成27年度から被災者健康・生活支援総合交付金（現在の被災者支援総合交付金）の取組の一つとして実施。

子ども・被災者支援法

◆第8条

国は、支援対象地域で生活する被災者を支援するため、（中略）**自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策**（中略）その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平成24年6月27日法律第48号）
東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

子ども・被災者支援法基本方針

Ⅲ　被災者生活支援等施策に関する基本的な事項

（中略）**福島県の子どもの自然体験活動への支援**（中略）など、被災者の抱える様々な課題に**きめ細やかに、かつ弾力的に対応するよう取り組む**。

（平成27年8月25日）
被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針

健康・生活支援施策パッケージ

Ⅱ 子どもに対する支援の強化
（主な課題（抜粋））
①運動不足や、安心して外で遊べないことによる肥満増加に対応。
③心身のケアが必要となっている子どもを支える。

（主要な対応する施策）
・（中略）**「福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業」を平成26年度から実施**。

（平成25年12月13日）
被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ

福島県からの要望

Ⅵ　県民の健康と安全・安心を守る取組
32　復興・再生に必要な福島ならではの教育に対する支援強化
（1）福島の復興・自然体験活動に係る取組等に必要な予算確保

子どもたちが、復興やコミュニティの再生等、地域の課題の解決に向けた探究型・体験型の学び、風評の払拭を始めとする課題をテーマとして国内外に発信・交流する活動等の社会体験・社会貢献活動、**自然体験活動等を行うために必要な予算を確保すること**。

（令和6年6月7日）
ふくしまの復興・創生に向けた提案・要望

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害対応雇用支援事業				
担当府省名	厚生労働省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	職業安定局地域雇用対策課	03-5253-1111 （内 5794）			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島県商工労働部雇用労政課（024-521-7290）				
予算額（億円）	７年度 要求額	制度要求	６年度 予算額	制度要求	
本事業の対象地域・対象者等	実施地域：原子力災害被災 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）及びその出張所等所在自治体（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、二本松市） 対 象 者：福島県被災求職者				
NPO 等による申請先	福島県又は原子力災害被災 12 市町村及びその出張所等所在自治体				
分類	○雇用支援・産業支援		事業の実施期間	令和７年度末まで	
事業の概要	民間企業・NPO 等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会を提供し生活の安定を図る。				

原子力災害対応雇用支援事業（復興）

職業安定局地域雇用対策課（内線5794）

1 事業の目的

令和７年度概算要求額　制度要求（制度要求）※（）内は前年度当初予算額

○ 長引く原子力災害の影響により、依然として約2．7万人の被災者が福島県の内外に避難する状況が続いている。
○ 被災12市町村においては事業所の再開が徐々に進み、令和7年度以降も、住民の帰還が順次進捗し、帰還等を契機に、こうした避難者が労働市場に流入することが予想されるものの、被災後長期的に不安定な雇用状態にあった方等、安定した雇用に至るまでに人材育成等の支援が必要な者も含まれており、支援が必要。
○ こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用・就業の場を確保し、生活の安定を図る。

2 事業の概要・実施主体等

◆事業内容
○事業開始可能期間：令和7年度末まで
○実施地域：原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体
○対象者：福島県被災求職者
①原子力災害発生により福島県に所在する事業所を離職した者
②発災時に福島県に居住していた者
のいずれかに該当し、かつ過去1年間に原子力災害被災12市町村で原子力災害対応雇用支援事業以外の仕事（被災12市町村外の就職を除く。）に就いていない者（失業給付中の者を除く。）。
※下線部は要件見直しで令和7年度に追加予定のもの。
○雇用期間：1年以内

◆ 事業概要
○ 次の安定雇用までの一時的な雇用の場を求める福島県被災求職者に対し、企業、NPO等への委託により、雇用・就業機会を確保した上で、人材育成を実施し生活の安定を図る。

◆ 実施要件
○ 福島県又は原子力災害被災12市町村及びその出張所等所在自治体が実施する原子力災害由来の事業であって他の事業で措置できない事業であり、かつ既存事業の振替でない事業を対象とする。
○ 次の安定雇用への円滑な移行につながる人材育成を併せて実施する。
○ 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1／2以上。
○ 雇用期間終了後更新可

◆ 事例
○ 教育旅行での来訪促進のための情報収集・広報業務
○ 県産品の輸出促進のための貿易相談、支援業務

≪事業スキーム≫

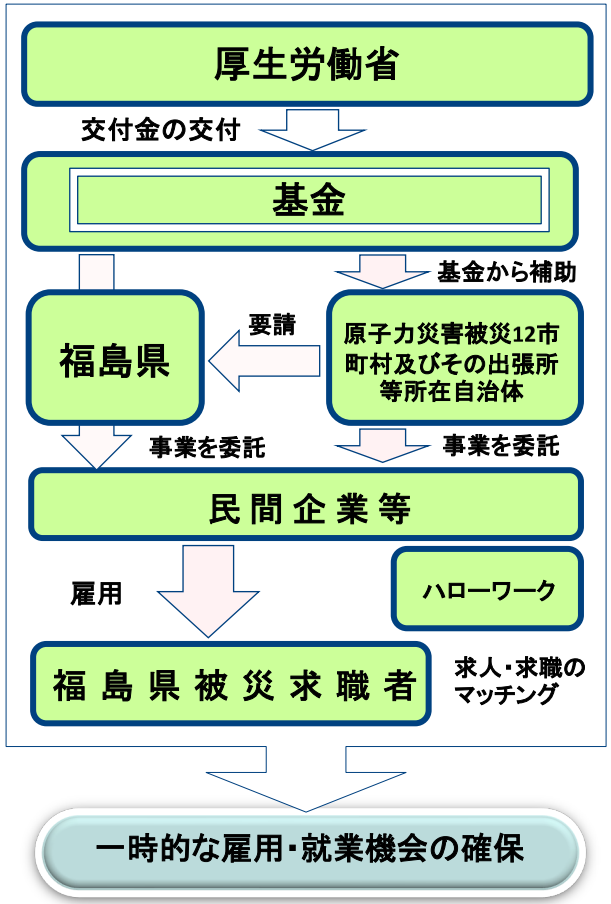

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	地域経済政策推進事業費補助金（地域の伝統・魅力等発信支援事業）				
担当府省名	経済産業省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興推進グループ　福島広報戦略・風評被害対応室		03-3501-2883		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島広報戦略・風評被害対応室				
予算額（億円）	７年度 要求額	3.3 の内数	６年度 予算額	3.8 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	対象事業：福島県（特に被災 12 市町村）に関する地域の伝統・魅力を発信する事業 対象者：民間団体等				
NPO 等による申請先	執行団体				
分類	○雇用支援・産業支援		事業の実施期間	ー	
事業の概要	福島県（特に被災 12 市町村）の伝統・魅力等の発信により、風評被害の払拭や交流人口増加に向けた具体的な成果に資する取組を補助する。				

地域の魅力等発信基盤整備事業

令和7年度概算要求額 3.3億円（3.8億円）

福島復興推進グループ
福島広報戦略・風評被害対応室

事業目的・概要

事業目的

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以降、福島の復興は着実に進展している。一方で、福島に関する報道の減少に伴い、国内外において復興の状況を知る機会が限られ、情報の固定化や風化が進んでいる。

本事業では、被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評払拭や交流人口増加に向けた取組を支援することで、正確な情報が発信される基盤を整備する。

併せて、国自身も復興状況や魅力を戦略的かつ効果的に発信し、それを通じて正確な情報が発信される基盤を整備する。更に、国内外からの関心が集まる2025年大阪・関西万博において、複合災害を経験した福島だからこそ示せる未来社会の展示・催事や福島浜通りへのツアー等を実施する。

事業概要

（１）民間団体等による風評払拭や交流人口増加を目指す取組を支援する（補助）

（２）復興状況や魅力に関するコンテンツ制作や発信、調査を行う（委託）

（３）万博テーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現に向けて、創造的復興の観点から展示・催事を実施する。また、主にインバウンドをターゲットに福島への投資や誘客を促すツアーを実施する（委託）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

（１）地域の伝統魅力等発信支援事業（補助）

（２）地域の魅力等戦略的発信事業（委託）

（３）2025年大阪・関西万博を契機とした福島復興情報発信事業（委託）

成果目標・事業期間

正確な情報と伝統や魅力を発信することにより、福島県浜通り地域における来訪者を震災前の規模への回復を目指す。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 （誘客コンテンツ開発事業）				
担当府省名	経済産業省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興推進グループ　福島新産業・雇用創出推進室 経済産業省大臣官房福島復興推進グループ　福島事業・なりわい再建支援室		03-3501-8574 03-3501-1356		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島県観光交流局観光交流課（024-521-8734）				
予算額（億円）	７年度要求額	26.9 の内数	６年度予算額	19.3 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	補助対象事業者は、福島浜通り地域等 15 市町村で事業を行う法人等。 （※）15 市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（被災 12 市町村）に、いわき市、相馬市、新地町を加えた 15 の市町村				
NPO 等による申請先	執行団体				
分類	○雇用支援・産業支援		事業の実施期間	令和７年度末まで	
事業の概要	被災 12 市町村のいずれか又は複数の市町村への来訪者の呼び込みに繋がるイベントやツアー等の企画・運営、情報発信を行う者を支援する。				

福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室
福島復興推進グループ
福島事業・なりわい再建支援室

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業

令和7年度概算要求額 27億円（19億円）

事業目的・概要

事業目的

避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立へ向けて、設備投資・人材確保・商圏の回復などの被災事業者が抱える課題に対応した域内外の需要の取り込みや創業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業者支援体制の整備を行うことを目的とする。

事業概要

原子力被災事業者の帰還・事業再開・自立に向けた支援、交流人口拡大等の事業環境整備、そのための支援体制の構築に向けて、以下（１）～（６）の取組を行います。

(1)中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【基金】

事業者の事業再開や創業等に要する設備投資等の費用の一部を補助する。

(2)官民合同チーム専門家支援事業【基金：積増し】

事業者の経営課題等に対して専門家等が相談支援を行う。また、事業者の人材確保とともに、採用力の向上を支援する。加えて、事業者の販路開拓・商圏拡大、新事業への参画、企業間連携等を支援する。

(3)創業等支援体制整備事業【委託】

被災12市町村での創業促進のためのマッチング等を行うとともに、商工会議所・商工会による事業者支援・経済復興を広域的に進めるための支援体制の構築を図る。

(4)つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助】

地元のコミュニティの回復や地域経済の活性化につながる取組を支援する。

(5)輸送等手段の確保支援事業【補助】

生活関連サービスの提供や企業間物流の連携を支援する。

(6)事業再開・帰還促進交付金【基金：積増し】

１)被災12市町村による需要喚起の取組を支援する。

２)浜通り地域等の交流人口拡大に向けた来訪者を対象とした消費喚起策の実施や、コンテンツ開発やマーケティングに対し補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

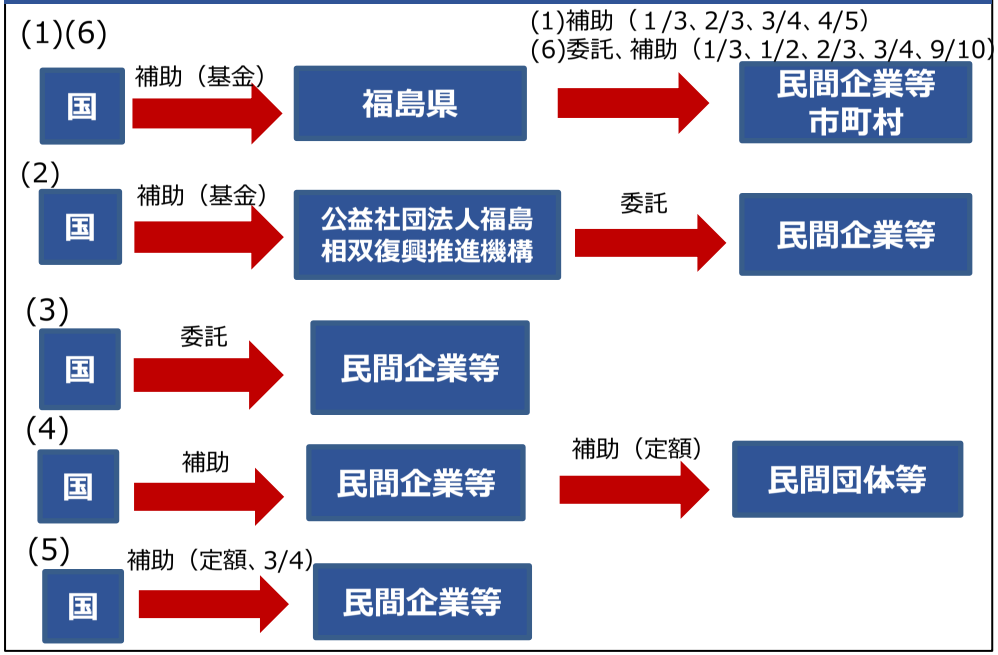

成果目標・事業期間

平成27年度から令和12年度までの事業であり、
短期的には令和４年度から令和７年度までで以下を目指す。
- ・帰還・事業再開を希望する235者の帰還・事業再開及び38億円の投資支援
- ・311者の創業及び創業する事業者に対して22億円の投資支援
- ・546者の事業再開・創業

長期的には令和12年度までに以下を目指す。
- ・帰還・事業再開を希望する530者の帰還・事業再開及び85億円の投資支援
- ・700者の創業及び創業する事業者に対して50億円の投資支援
- ・1,230者の事業再開・創業

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	特定機能回復事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課	03-3502-8065			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額（億円）	７年度要求額	39	６年度予算額	25	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	ー	
事業の概要	更新困難な森林や被害森林等の特定の森林の再生を支援する。				

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	森林環境保全直接支援事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課	03-3502-8065			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額（億円）	７年度要求額	350	６年度予算額	248	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	―	
事業の概要	森林経営計画等に基づく間伐や再造林等、これらと一体となった森林作業道の整備、主伐後の再造林、鳥獣被害対策等を支援する。				

森林整備事業＜公共＞

【令和７年度予算概算要求額　148,940（125,370）百万円】

＜対策のポイント＞

森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けた、**間伐、主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良等**の推進に加え、花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等を推進**します。

＜事業目標＞

○ 森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（45万ha［令和３年度から令和12年度までの10年間の年平均］）
○ スギ花粉の発生量の削減（令和２年度比　約２割削減［令和15年度まで］、５割削減［令和35年度まで］）

＜事業の内容＞

１．間伐や再造林、路網整備等

① 省力化・低コスト化を進めつつ、**間伐や再造林等の適切な森林整備**を推進します。
② **林業適地**等における**林道の開設・改良等**を推進します。
③ 花粉発生源対策として**伐採・植替え、路網整備等**を支援します。

２．豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

① 豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林、**重要インフラ施設周辺の森林**等について、**公的主体による復旧・整備**を推進します。
② 林道の強靱化に向け、防災上重要な**幹線林道の開設・改良・機能回復や林道施設の老朽化対策**を推進します。

＜事業の流れ＞

国 → 1/2、3/10等 → 都道府県、市町村、森林所有者等（１の事業、２の事業の一部）
国 → 定額 → 国立研究開発法人森林研究・整備機構（２の事業の一部）

※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

間伐や再造林、路網整備等

＜林業適地等における対応＞

低コスト造林による再造林面積の確保
路網整備の推進により再造林等を後押し

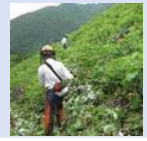

森林資源の適正な管理

公益的機能の持続的発揮

＜花粉発生源対策＞

伐採・植替えの一貫作業等や林業専用道の開設・改良を支援

一貫作業の実施

林業専用道の改良（のり面）

豪雨・台風等による被害を受けた森林等の整備、林道の強靱化

重要インフラ施設周辺の森林や奥地水源林等について、公的主体による復旧・整備を推進

道路に近接する森林　奥地水源林

防災上重要な幹線林道について、排水施設の整備等の機能回復を支援

簡易な排水施設の整備

［お問い合わせ先］林野庁整備課（03-6744-2303）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	絆の森整備事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課	03-3502-8065			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額（億円）	７年度要求額	905 の内数	６年度予算額	770 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	―	
事業の概要	市民グループ（特定非営利活動法人等）等が森林所有者から受託して森林経営計画等を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業を支援する（ただし林道の整備を除く）。				

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	漁場保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課	03-3502-8065			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額（億円）	７年度要求額	905 の内数	６年度予算額	770 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全	事業の実施期間	―		
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、森林による栄養塩類等の供給や濁水の緩和等の漁場環境の保全効果を高めるために行うものを支援する（ただし、林道の整備、保安施設事業を除く）。				

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	農業用水保全の森づくり事業				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁整備課	03-3502-8065			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	各都道府県の森林整備事業を担当する部署				
予算額（億円）	７年度要求額	905 の内数	６年度予算額	770 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	市町村長の認可を受けて森林所有者等と施業実施協定を締結した NPO 等				
NPO 等による申請先	都道府県				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	―	
事業の概要	森林の整備及び保全に係る事業であって、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給等を図るため、農業用水の水源地域において行うものを支援する（ただし、林道の整備を除く）。				

農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【令和７年度予算概算要求額　90,474（76,999）百万円】

＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

○　基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（８割以上［令和７年度まで］）
○　木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m^3［令和10年度まで］）
○　ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率（64%［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画を策定**し、これに基づき事業を実施します。

２．農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施**することができます。

①　農業農村分野：農地整備、農業用用排水施設整備、海岸保全施設整備等
②　森　林　分　野：予防治山、路網整備等
③　水　産　分　野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※　このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。

３．都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに交付金の配分**が可能です。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

＜事業の流れ＞

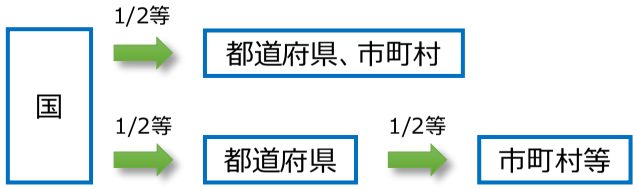

＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】

ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進

老朽化した用水路の整備・更新

【水産基盤整備】

漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

漁村における津波避難対策（避難施設、避難経路の整備）

【森林基盤整備】

林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現

治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】

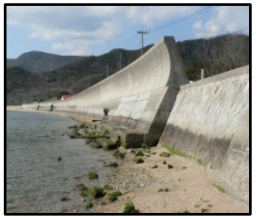
津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進

津波・高潮対策としての水門整備

（共通）切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

［お問い合わせ先］　（農業農村分野）農村振興局地域整備課　（03-6744-2200）
（森林分野）林野庁計画課　（03-3501-3842）
（水産分野）水産庁防災漁村課　（03-6744-2392）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	里山林活性化による多面的機能発揮対策				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	林野庁森林利用課		03-3502-0048		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
予算額（億円）	７年度要求額	10	６年度予算額	９	
本事業の対象地域・対象者等	地域住民、森林所有者等で組織する活動組織				
NPO 等による申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	令和 11 年度末	
事業の概要	林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、活動の実践を支援。				

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

森林・山村地域活性化振興対策

【令和７年度予算概算要求額　951（851）百万円】

＜対策のポイント＞

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、**里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援**します。

※「半林半X」とは、サービス業のような他の仕事で収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源からも収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

＜事業目標＞

登録後５年以上継続的に活動している山村活かし隊の割合（70%［令和11年度］）

＜事業の内容＞

里山林活性化による多面的機能発揮対策

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、

① **「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援**
② **集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援**
③ **これらに取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援**
④ **山村活かし隊の活動成果の評価検証等**

を実施します。

＜事業の流れ＞

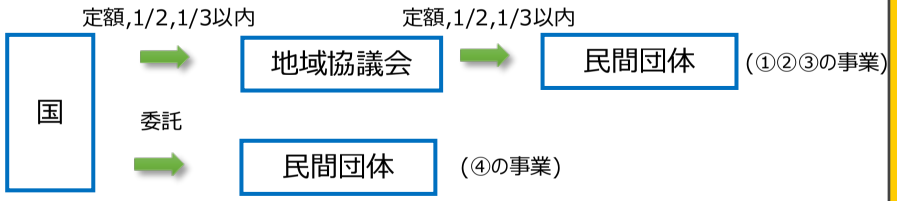

＜事業イメージ＞

確保

- **里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催**

育成

- **里山林の整備・活用の実践に取り組みたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施**
- 講習の修了者を含む活動団体等を「山村活かし隊」として登録

実践

- **山村活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援**

地域活動型		本格活用型
地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援 最大12.0万円/ha	地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援 最大33.2万円/ha	半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援 最大28.6万円/ha

上記活動に必要となる路網の作設・改修、資機材の整備、関係人口の受入環境整備・調整、その他集落活動への支援
アドバイザーの派遣等による活動サポート

［お問い合わせ先］　林野庁森林利用課（03-3502-0048）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	漁場生産力・水産多面的機能強化対策				
担当府省名	農林水産省				
担当部署・連絡先	水産庁計画課	03-3501-3082			
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
予算額（億円）	７年度要求額	30 の内数	６年度予算額	15 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	漁業者等で組織する活動組織				
NPO 等による申請先	都道府県ごとに設置される地域協議会				
分類	○環境・山村・漁村等保全	事業の実施期間	令和７年度末まで		
事業の概要	漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の強化に資する地域の環境・生態系保全等の活動を支援する。				

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

【令和７年度予算概算要求額　3,000（1,452）百万円】

＜対策のポイント＞

新たに気候変動・環境変化による**藻場の減少等に対応**するため、**漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進**の観点を踏まえ、**漁業者等が行う藻場等の保全活動**を**重点的に支援**します。また、**モニタリングの強化、専門家の指導等**により活動の**実効性を確保**します。

＜事業目標＞

○　環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加［令和11年度まで］）
○　藻場の保全対策を強化（藻場の保全面積　6,200ha［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援します。

1．環境・生態系保全

漁場生産力の強化に資する藻場等の保全活動（ウニ・食害魚等の駆除、海藻種苗の投入、藻場を保護する区域の設定等の重点項目を設定）を**重点的に支援**します。併せて、**モニタリングの強化、専門家の指導、PDCAサイクル等**により活動の**実効性を確保**します。

ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2．海の安全確保

藻場等の海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。

また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記１及び２に併せて実施する多面的機能の**国民に対する理解の増進**を図る活動組織を支援します。

＜事業の流れ＞

国

定額（1/2相当）→ 地域協議会（県・市・漁協等）→ 定額 → 活動組織（1の事業）

定額 → 地域協議会（県・市・漁協等）→ 定額 → 活動組織（2の事業（資機材の整備は1/2以内））

＜事業イメージ＞

【見直しのポイント】

・第４期対策（令和８～12年度）を前倒して実施（令和7～11年度）

・漁場生産力の強化に資する「藻場等の保全」活動を強化し、将来的に持続可能な活動となるよう支援。

①「藻場・干潟ビジョン」、「磯焼け対策ガイドライン」、「沿岸漁場管理制度」等に基づいて実施する活動を優先的に支援

②新たな目標として「藻場の保全面積」を設定

③活動の実効性を確保するため、モニタリングの強化、専門家の派遣などの活動サポートの充実を図り、着実かつ効果的な活動となるよう支援

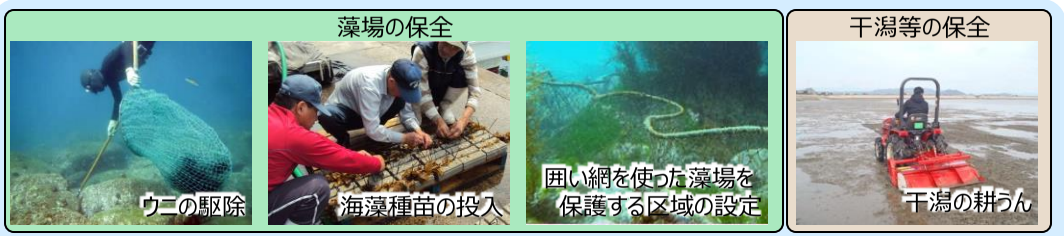

【PDCAサイクルによる活動の実効性の確保】

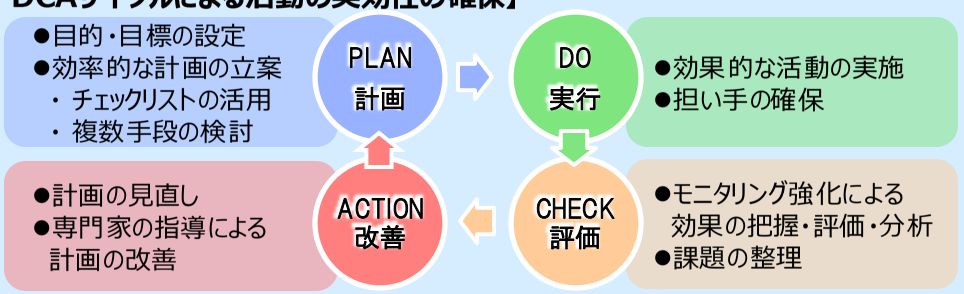

［お問い合わせ先］水産庁計画課（03-3501-3082）

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	地域循環共生圏創造事業費				
担当府省名	環境省				
担当部署・連絡先	大臣官房地域政策課		03-5521-8328		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	－				
予算額（億円）	７年度要求額	3.5 の内数	６年度予算額	3.5 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	自治体、企業、ＮＧＯ、ＮＰＯ等				
NPO 等による申請先	環境省				
分類	○環境・山村・漁村等保全		事業の実施期間	―	
事業の概要	「第五次環境基本計画」（平成 30 年４月閣議決定）で提唱され、「第六次環境基本計画」（令和６年５月閣議決定）でも「新たな成長」を各地域で実践・実装していく場として位置付けられた「地域循環共生圏」の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームの構築を支援し、地域トランジションを実現する。				

地域循環共生圏創造事業費

【令和７年度要求額 350百万円（350百万円）】

環境省

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

1. 事業目的

① トランジションモデル形成
② 中間支援機能の担い手育成
③ 地域間ネットワーク強化・情報発信

2. 事業内容

地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方は、「第五次環境基本計画」（平成30年４月閣議決定）で提唱され、「第六次環境基本計画」（令和6年5月閣議決定）においても、計画の最上位の目的である「ウェルビーイング/高い生活の質」を将来にわたってもたらす「新たな成長」の実践・実装の場とされた。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、以下の取組を実施する。

① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。（例えば、火力発電所等の地域の中核となる産業の撤退に際し、関係する地域の企業等も含めた地域内外のステークホルダーとともに、地域に環境を軸にした新たな事業や産業を創出しながら、地域トランジションを実現するモデルを創出する。）
② 中間支援機能※を有する既存の団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、中間支援機能を担える人材・組織の育成を行い、地域循環共生圏の創造を推進する。
③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場を設ける。

※中間支援機能…ヒト・モノ・カネ・情報をはじめとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示など

3. 事業スキーム

■事業形態	共同実施／請負事業
■共同実施先・請負先	地方公共団体／民間事業者・団体
■実施期間	令和６年度～令和１０年度（予定）

4. 事業イメージ

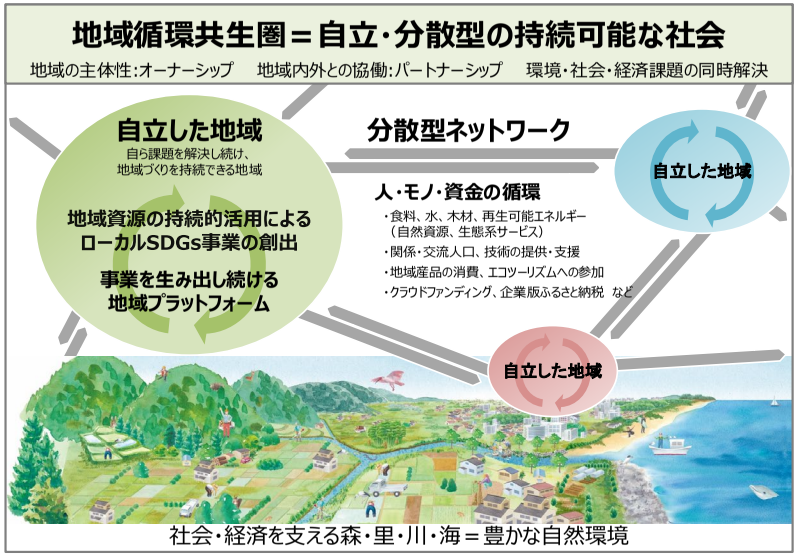

地域循環共生圏（2018年、第５次環境基本計画※）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。
その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために　、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。
地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。

※第6次環境基本計画（2024年閣議決定）では「新たな成長」を各地域で実践・実装していく場として位置付けられた。

お問合せ先：　環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室　電話：03-5521-8328

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	NPO 等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業				
担当府省名	内閣府 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	内閣府政策統括官（経済社会システム担当）		03-6257-1514		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局				
予算額（億円）	７年度要求額	0.9	６年度予算額	1.0	
本事業の対象地域・対象者等	被災地等において復興・被災者支援に取り組む NPO 等				
NPO 等による申請先	岩手県、宮城県、福島県の NPO 担当部局				
分類	分野横断		事業の実施期間		
事業の概要	復興・被災者支援を図っていくため、NPO 等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりょく）」を活かして復興・被災者支援を行う取組※１や、復興・被災者支援を行う NPO 等の絆力を強化するための取組※２に対して支援を行う。 ※１　被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組、コミュニティ形成支援等の復興に向けた取組、原子力災害からの復興に向けた取組、中間支援の取組 ※２　復興・被災者支援を行う NPO 等が支援者等と結びつくためのマッチング・交流等（各県が実施）				

ＮＰＯ等の「絆力（きずなりょく）」を活かした復興・被災者支援事業

（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（社会基盤担当））

令和７年度概算要求額　０．９億円【復興特会】

（令和６年度当初予算額　１．０億円）

事業概要・目的

○東日本大震災の被災地等では、復興・創生期間の終盤に再建された地域のコミュニティ形成や高齢者等の心のケア等の取組について引き続き対応が必要であり、地域や復興段階等により変化する被災者のニーズに対応した復興・被災者支援を図ることが重要な課題となっています。

○このような状況の中、被災者、行政、支援者等との「絆」を活かした共助の活動により、行政の手の行き届かない様々な復興・被災者支援に大きな役割を担ってきたＮＰＯ等の活動への期待は引き続き大きく、これらのＮＰＯ等に対する支援について被災３県からも強い要望があります。

○上記を踏まえ、被災地等の新たな地域社会の絆（地域コミュニティ）の形成や被災者の心のケア等の課題に対応するため、ＮＰＯ等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者等を結びつける「絆力（きずなりょく）」を活かして行う復興・被災者支援の取組を推進します。

資金の流れ

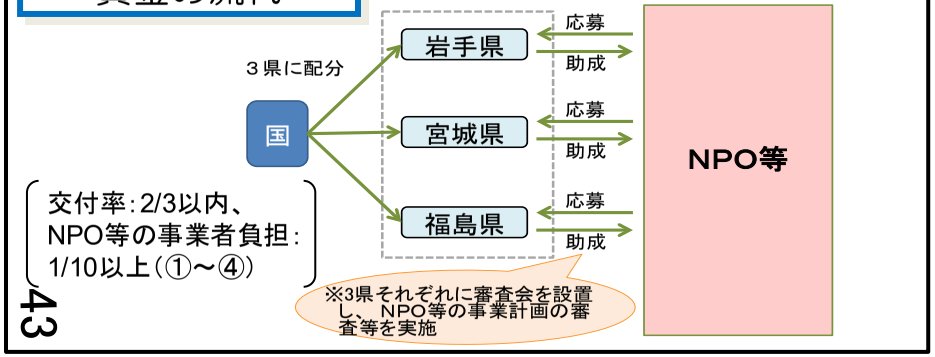

事業イメージ・具体例

○ＮＰＯ等による絆力を活かした復興・被災者支援の取組や復興・被災者支援を行うＮＰＯ等の絆力を強化するための取組（①～⑤）に対して支援を実施します。

①被災者等の見守りやカウンセリングといった被災者の心のケア、健康・生活支援に向けた取組

②被災者間や被災者と行政・支援者等との連携・交流、被災地域における自立に向けた意見交換、協働等の場づくりといったコミュニティ形成等の復興に向けた取組

③原子力災害により避難した方々の避難先での交流、風評被害対策といった原子力災害からの復興に向けた取組

④復興・被災者支援を行うＮＰＯ等の取組をノウハウや情報の提供等によりサポートする中間支援の取組

⑤復興・被災者支援を行うＮＰＯ等が支援者（民間企業、専門家等）や他団体等と結びつくためのマッチング・交流、審査委員会等の実施（県が実施）

期待される効果

○行政では手の回らない多様化する復興に必要な取組や被災者のニーズに対して、ＮＰＯ等による、現場の視点に基づいたきめ細かい支援が継続して実施されます。

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

事業名	原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金）				
担当府省名	経済産業省 （復興庁にて一括計上）				
担当部署・連絡先	経済産業省大臣官房福島復興推進グループ　福島事業・なりわい再建支援室		03-3501-1356		
NPO 等による相談・申請の際の連絡先	福島県商工労働部経営金融課（024-521-8648）				
予算額（億円）	７年度要求額	26.9 の内数	６年度予算額	19.3 の内数	
本事業の対象地域・対象者等	① 公募開始日から遡って２年以内に創業した者又は創業する者 ② 原子力災害時に 12 市町村内において事業を行っていなかった事業者であって 12 市町村内において事業展開を行う者 （※）12 市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村				
NPO 等による申請先	福島県				
分類	分野横断		事業の実施期間	―	
事業の概要	被災 12 市町村において創業する者、又は原子力災害時に 12 市町村において事業を実施していなかった事業者であって 12 市町村内において事業展開を行う者に対し、施設整備費等の経費を支援。				

復興支援活動を行う NPO 等が活用可能な政府の財政支援

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">原子力災害による被災事業者の自立等支援事業
（つながり創出を通じた地域活性化支援事業）</td></tr>
<tr><td>担当府省名</td><td colspan="5">経済産業省
（復興庁にて一括計上）</td></tr>
<tr><td>担当部署・連絡先</td><td colspan="3">経済産業省大臣官房福島復興推進グループ　福島事業・なりわい再建支援室</td><td colspan="2">03-3501-1356</td></tr>
<tr><td>NPO 等による相談・申請の際の連絡先</td><td colspan="5">事務局（024-973-7482）</td></tr>
<tr><td>予算額
（億円）</td><td>７年度
要求額</td><td>26.9 の内数</td><td>６年度
予算額</td><td>19.3 の内数</td><td></td></tr>
<tr><td>本事業の対象地域・対象者等</td><td colspan="5">補助対象事業者は、法人、団体（任意団体を含む）。
なお、以下の要件を満たす必要あり。
ｉ）12 市町村内で実施する取組の場合
申請法人・団体の中に 1 名以上、12 市町村で被災された方が含まれること。
ⅱ）12 市町村外で実施する取組の場合
申請法人・団体の代表者が、12 市町村で被災された方であること。かつ、申請法人・団体の中に 5 名以上、12 市町村で被災された方が含まれること。
（※）12 市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村</td></tr>
<tr><td>NPO 等による申請先</td><td colspan="5">執行団体</td></tr>
<tr><td>分類</td><td colspan="2">分野横断</td><td>事業の実施期間</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>事業の概要</td><td colspan="5">12 市町村の被災者の方々によるつながりの創出等を通じ、地域の活性化、さらには産業振興やまちづくりにも資するような取組を支援。</td></tr>
</table>

福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室
福島復興推進グループ
福島事業・なりわい再建支援室

原子力災害による被災事業者の自立等支援事業

令和7年度概算要求額 27億円（19億円）

事業目的・概要

事業目的

避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立へ向けて、設備投資・人材確保・商圏の回復などの被災事業者が抱える課題に対応した域内外の需要の取り込みや創業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業者支援体制の整備を行うことを目的とする。

事業概要

原子力被災事業者の帰還・事業再開・自立に向けた支援、交流人口拡大等の事業環境整備、そのための支援体制の構築に向けて、以下（１）～（６）の取組を行います。

(1)中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【基金】

事業者の事業再開や創業等に要する設備投資等の費用の一部を補助する。

(2)官民合同チーム専門家支援事業【基金：積増し】

事業者の経営課題等に対して専門家等が相談支援を行う。また、事業者の人材確保とともに、採用力の向上を支援する。加えて、事業者の販路開拓・商圏拡大、新事業への参画、企業間連携等を支援する。

(3)創業等支援体制整備事業【委託】

被災12市町村での創業促進のためのマッチング等を行うとともに、商工会議所・商工会による事業者支援・経済復興を広域的に進めるための支援体制の構築を図る。

(4)つながり創出を通じた地域活性化支援事業【補助】

地元のコミュニティの回復や地域経済の活性化につながる取組を支援する。

(5)輸送等手段の確保支援事業【補助】

生活関連サービスの提供や企業間物流の連携を支援する。

(6)事業再開・帰還促進交付金【基金：積増し】

１)被災12市町村による需要喚起の取組を支援する。

２)浜通り地域等の交流人口拡大に向けた来訪者を対象とした消費喚起策の実施や、コンテンツ開発やマーケティングに対し補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

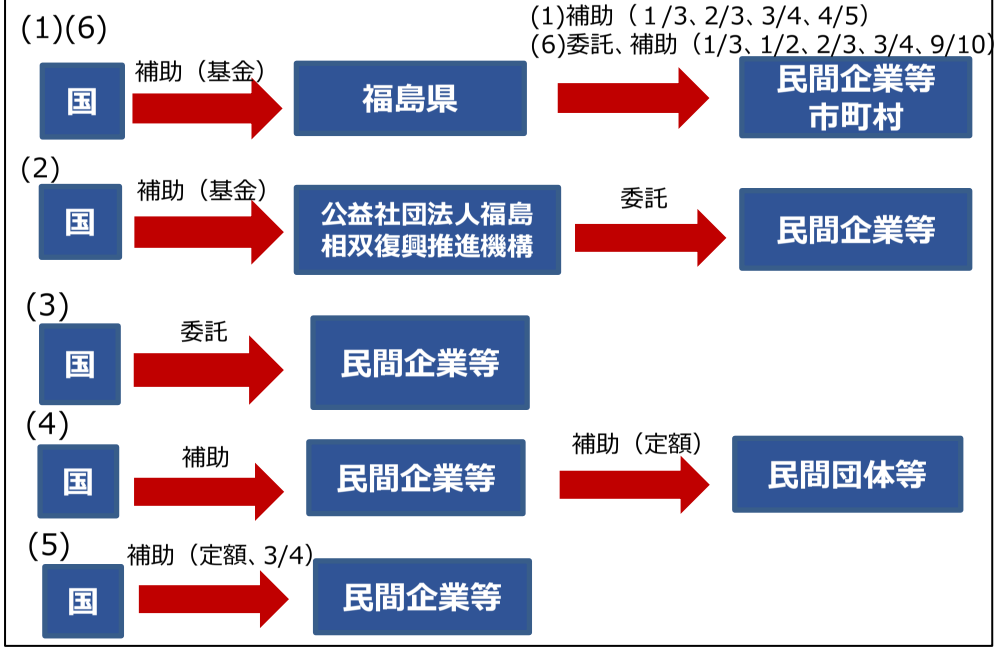

成果目標・事業期間

平成27年度から令和12年度までの事業であり、
短期的には令和４年度から令和７年度までで以下を目指す。
- ・帰還・事業再開を希望する235者の帰還・事業再開及び38億円の投資支援
- ・311者の創業及び創業する事業者に対して22億円の投資支援
- ・546者の事業再開・創業

長期的には令和12年度までに以下を目指す。
- ・帰還・事業再開を希望する530者の帰還・事業再開及び85億円の投資支援
- ・700者の創業及び創業する事業者に対して50億円の投資支援
- ・1,230者の事業再開・創業